

# 規制改革会議における社会福祉法人制度改革に係るフォローアップ状況について

資料 2 - 1

(H29. 3. 15)

注：規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）のフォローアップ結果については、最新のフォローアップ結果のみを記載している。

（全ての事項について、平成 26 年度末時点でのフォローアップを行っているところ、同時点で「未措置」等であり、平成 27 年度末時点においてもフォローアップ対象となった事項については、平成 27 年度末時点のフォローアップ結果のみを記載している。（「評価時点」欄において、「平成 27 年度末」と記載している事項が該当。）

規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）				規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）のフォローアップ結果について（平成 28 年 5 月 19 日又は平成 27 年 6 月 16 日規制改革会議）						
「規制改革実施計画」における実施内容				所管 省庁	評価 時点	実施状況		今後の予定	規制改革会議	
事項名	規制改革の内容	実施時期	措置 状況			これまでの実施内容	評価		規制改革会議としての 指摘事項	
②介護・保育事業等の経営管理の強化とイコールフットingの強化										
1	財務諸表の 情報開示	厚生労働省は、社会福祉法人の財務諸表の公表において、標準的形式を提示し、各法人が原則としてホームページ上で開示を行うように指導する。	措置済み	厚生 労働 省	平成 26 年度 末	措置 済	平成 26 年 5 月に社会福祉法人が毎年度所轄庁に提出する「社会福祉法人現況報告書」様式を改正し、現況報告書及び添付書類の財務諸表を公表しなければならないこととした。		解決	閣議決定どおり対応が行われている。
2		厚生労働省は、全国の社会福祉法人の財務諸表を集約し、一覧性及び検索性をもたせた電子開示システムを構築する。	平成 26 年度検討・結論、結論を得次第、予算措置の上システム構築を開始	厚生 労働 省	平成 27 年度 末	措置 済	社会福祉法人に関する情報に係るデータベースの整備を図ること等の内容を盛り込んだ「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 21 号）が平成 28 年 3 月に成立した。また、システム構築に必要な予算（27 年度補正予算）を措置し、システム構築に係る手続を開始した。		解決	閣議決定どおりに実施されている。
3		厚生労働省は、社会福祉法人が受けている補助金や社会貢献活動に係る支出額等の状況が利用者や国民に分かるよう、標準的形式を提示し、各法人にその開示を義務付ける。	平成 26 年度措置	厚生 労働 省	平成 26 年度 末	措置 済	平成 26 年 5 月に社会福祉法人が毎年度所轄庁に提出する「社会福祉法人現況報告書」様式を改正し、「介護報酬等の公費」欄及び「地域の福祉ニーズへの対応状況」欄を設けるとともに、現況報告書及び添付書類の財務諸表を公表しなければならないこととした。		解決	閣議決定どおり対応が行われている。
4	補助金等の 情報開示	厚生労働省は、全国の社会福祉法人が国や地方自治体から受けている補助金等の状況を一元的に把握し、国民に分かりやすく開示する。	電子開示システムの構築に合わせた措置	厚生 労働 省	平成 27 年度 末	措置 済	社会福祉法人に関する情報に係るデータベースの整備を図ること等の内容を盛り込んだ「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 21 号）が平成 28 年 3 月に成立した。また、システム構築に必要な予算（27 年度補正予算）を措置し、システム構築に係る手続を開始した。		要フ ォロ ー継 続	閣議決定どおりに実施されている。 電子開示システムの構築が完了するまで継続的にフォローを行う。
5		厚生労働省は、地方公共団体が独自に実施している助成・補助制度において、経営主体による差異を設けないよう、地方公共団体に要請する。	平成 27 年度措置	厚生 労働 省	平成 27 年度 末	措置 済	平成 28 年 3 月 31 日付けで、地方公共団体が独自に実施している助成・補助制度において、経営主体による差異を設けないよう、地方公共団体に要請する通知を发出した。		解決	閣議決定どおりに実施されている。
6	役員報酬 等の開示	厚生労働省は、社会福祉法人の役員に対する報酬や退職金などについて、その算定方法の方針や役員区分ごとの報酬等の総額（役員報酬以外の職員としての給与等も含む）の開示を義務付ける。	平成 26 年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生 労働 省	平成 27 年度 末	措置 済	社会福祉法人に対して理事等に対する報酬等の支給基準や役員区分ごとの報酬等の公表を義務付けること等の内容を盛り込んだ「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 21 号）が平成 28 年 3 月に成立した。		要フ ォロ ー継 続	閣議決定どおりに実施されている。 法案成立後の具体的な制度的措置に向けた厚生労働省の対応をフォローする。

規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）				規制改革実施計画のフォローアップ結果について（平成28年5月19日及び平成27年6月16日）						
「規制改革実施計画」における実施内容				所管 省庁	評価 時点	実施状況		今後の予定	規制改革会議	
事項名	規制改革の内容	実施時期	措置状 況			これまでの実施内容	評価		規制改革会議としての指 摘事項	
7	内部留保の明確化	厚生労働省は、内部留保の位置付けを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促す。	平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省	平成27年度末	措置済	貸借対照表上の純資産の額から事業を継続するために必要な財産の額を控除した額を再投下可能な財産額（社会福祉充実残額）と位置付け、社会福祉充実残額のある法人は、社会福祉充実計画を作成し、社会福祉事業の拡充等に計画的に再投資すること等の内容を盛り込んだ「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第21号）が平成28年3月に成立した。		要フォロー継続	閣議決定どおりに実施されている。 法案成立後の具体的な制度的措置に向けた厚生労働省の対応をフォローする。
8		厚生労働省は、社会福祉法人に対して、明確な事業計画に基づく目的別の積立（退職給与引当金や修繕積立金等の別途積立金の活用）を行うことを指導する。	平成26年度措置	厚生労働省	平成26年度末	措置済	平成26年5月に社会福祉法人が毎年度所轄庁に提出する「社会福祉法人現況報告書」様式を改正し、「積立金の状況」欄を設け、積立目的・積立金額・積立計画の有無等の記載を求めるとともに、現況報告書及び添付書類の財務諸表を公表しなければならないこととした。		解決	閣議決定どおり対応が行われている。
9	調達の公正性・妥当性の確保	厚生労働省は、社会福祉法人とその役員の親族や特別の利害関係を有する者との取引について、取引相手及び取引内容を開示する等、調達の公正性や妥当性を担保する仕組みを構築する。	平成27年度決算から措置	厚生労働省	平成26年度末	措置済	○平成26年5月に社会福祉法人が毎年度所轄庁に提出する「社会福祉法人現況報告書」様式を改正し、「関連当事者との取引の内容」欄を設け、取引先との関係（役員等の兼務、事実上の関係）、取引内容等の記載を求めるとともに、現況報告書及び添付書類の財務諸表を公表しなければならないこととし、27年度の決算から運用。		解決	閣議決定どおり対応が行われている。 なお、開示の対象となる取引の範囲については、平成27年2月13日にまとめられた「社会保障審議会福祉部会報告書」において年間100万円を超える取引とする案が提言されている。
10		厚生労働省は、社会福祉法人の内部管理を強化するため、理事会や評議員会、役員等の役割や権限、責任の範囲等を明確に定める。	平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省	平成27年度末	措置済	議決機関としての評議員会を必置化するとともに、理事・理事会・評議員・評議員会等の権限・義務・責任等を法令上明記すること等の内容を盛り込んだ「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第21号）が平成28年3月に成立した。		解決	閣議決定どおりに実施されている
11	経営管理体制の強化	厚生労働省は、社会福祉法人のサービスに対して質の高い実効性ある評価を行うため、第三者評価のガイドラインの見直しを行うとともに、介護・保育分野について第三者評価受審率の数値目標を定める。	（第三者評価のガイドライン） 平成26年度措置（介護事業者の第三者評価の受審率の数値目標） 平成27年度措置（保育所の第三者評価の受審率の数値目標） 子ども・子育て支援新制度の施行までに措置	厚生労働省	平成27年度末	①措置済 ②措置済 ③措置済	①第三者評価のガイドラインについては、平成26年4月、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について（平成26年4月1日雇発0401第12号、社援発0401第33号、老発0401第11号）を发出し、福祉サービス種別に関わらず、共通する領域の評価基準ガイドライン等の見直しを行った。 ② 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、通所介護及び訪問介護における福祉サービス第三者評価事業の受審率の引上げを目指し、「前年度以上の受審率」を目標とすることとし、平成28年3月7日に開催された全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、介護施設等に対して本事業の積極的な受審を促すよう地方自治体へ周知を行った。 ③平成31年度末までの5年間で全ての事業者において受審・公表が行われることを目標とし、平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度では、5年に1度の受審が可能となるよう、第三者評価の受審及び評価結果の公表を行った事業者に対して、受審料の半額程度を公定価格の加算として補助することとした。		解決	閣議決定どおりに実施されている

規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）				規制改革実施計画のフォローアップ結果について（平成28年5月19日及び平成27年6月16日）						
「規制改革実施計画」における実施内容				所管 省庁	評価 時点	実施状況		今後の予定	規制改革会議	
事項名	規制改革の内容	実施時期	措置状 況			これまでの実施内容	評価		規制改革会議としての指 摘事項	
12	経営管理体制の強化	厚生労働省は、一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して外部機関による会計監査を義務付ける。	平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省	平成27年度末	措置済	一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して会計監査人の設置を義務付けること等の内容を盛り込んだ「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第21号）が平成28年3月に成立した。		解決	閣議決定どおりに実施されている
13	所轄庁による指導・監督の強化	厚生労働省は、所轄庁における指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定する。	平成26年度検討・結論、平成27年度措置	厚生労働省	平成27年度末	措置済	「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第21号）により、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化や運営の透明性の向上が図られたことを踏まえ、所轄庁による指導監督の機能強化を図る観点から、監査のガイドラインや監査を担う人材の育成プログラムの策定に係る工程表を策定した。	工程表に基づき監査ガイドライン等を策定する予定。	要フォロー継続	閣議決定どおり対応が行われている。監査ガイドライン等の策定が完了するまで継続的にフォローを行う。
14	所轄庁による指導・監督の強化	厚生労働省は、経営の悪化した社会福祉法人に対して、所轄庁が措置命令等の行政処分 <sup>1</sup> に先駆けて助言や勧告を行える措置を講じる。	平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省	平成27年度末	措置済	所轄庁は社会福祉法人が法令等に違反した場合や、法人運営が著しく適正を欠くと認めるときは、改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができること等の内容を盛り込んだ「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第21号）が平成28年3月に成立した。		解決	閣議決定どおりに実施されている
15	多様な経営主体によるサービスの提供	厚生労働省は、特別養護老人ホームについて、在宅生活が困難でより入所の必要性の高い中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能への重点化を徹底し、あわせて、低所得者の支援を中心とした公的性格を強める。	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行日（平成27年4月1日）に合わせて措置	厚生労働省	平成26年度末	措置済	平成26年6月に公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」及び平成26年12月に公布された「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」により平成27年4月以降、特別養護老人ホームの新規入所者を原則として要介護3以上の者に限定することとし、在宅生活が困難でより入所の必要性の高い中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能への重点化を図った。	低所得者の支援を中心とした公的性格を強める取組については、入所者の負担を軽減するために制度化されている補給給付については、一定額を超える預貯金等がある方を給付の対象外とする見直し <sup>2</sup> が、先の法改正において盛り込まれ、この見直しの着実な施行に向け、準備を行っている（平成27年8月施行）。 加えて、今回の介護報酬改定において、平成27年8月より特別養護老人ホームの多床室の入所者について、一定の所得を有する場合には室料の負担を求めるよう見直しを行う。	解決	閣議決定どおり対応が行われている。平成27年8月施行以降の具体的な措置の状況については、必要に応じてフォローを行う。

規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）				規制改革実施計画のフォローアップ結果について（平成28年5月19日及び平成27年6月16日）						
「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	評価時点	実施状況		今後の予定	規制改革会議	
事項名	規制改革の内容	実施時期	措置状況			これまでの実施内容	評価		規制改革会議としての指摘事項	
16	多様な経営主体によるサービスの提供	厚生労働省は、利用者の様々なニーズに応じた多様なサービスが提供されるよう、各市町村が要介護者等の実態を踏まえて介護サービスの需要を的確に把握し、有料老人ホーム等の特定施設も含めて、地域の実情に即して適切なサービス量を見込むよう、地方公共団体に通知する。	平成26年度措置	厚生労働省	平成26年度末	措置済	各保険者に対して、平成26年7月3日付事務連絡により、有料老人ホーム等の特定施設も含めて、地域の実情に即して適切なサービス量を見込むよう通知を行った。また、平成26年7月28日開催の全国介護保険担当課長会議にて、地域の実情に即した適切なサービス量の算出していただくよう、規制改革会議の答申内容を資料として配付の上、説明を行い、各保険者への特定施設入居者生活介護の適切な見込量を定めるよう求めた。	今後、各保険者から第6期の計画値を集計し、第6期計画におけるサービス見込み量の公表を予定しているとともに、保険者等による進捗評価等に活用することを検討している。 また、介護保険事業計画は都道府県及び保険者が計画の評価を行うことが基本であると考えており、事業計画の基本指針の中に達成状況の評価を行うことを盛り込むとともに、全国介護保険担当課長会議など様々な機会を通じて都道府県及び保険者に適切な評価を求めているところ。	解決	閣議決定どおり対応が行われている。
17	福祉施設における指定管理者制度等の運用の改善	厚生労働省は、業務委託や指定管理者制度などの公募要件に理由もなく株式会社を除外しないよう地方公共団体に通知する。	平成26年度上期措置	厚生労働省	平成26年度末	措置済	平成26年9月に「社会福祉施設に係る指定管理者制度の運用について（平成26年9月29日社援基発0929第1号）を发出し、公募要件において株式会社を理由なく排除しないよう、地方公共団体に通知した。		解決	閣議決定どおり対応が行われている。
18	社会貢献活動の義務化	厚生労働省は、すべての社会福祉法人に対して、社会貢献活動（生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供、生活保護世帯の子どもへの教育支援、高齢者の生活支援、人材育成事業など）の実施を義務付ける。そのために、社会貢献活動の定義の明確化や会計区分の整備、社会貢献活動への拠出制度の創設などの検討を行う。	平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省	平成27年度末	措置済	社会福祉法人は、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならないこと、貸借対照表上の純資産の額が事業の継続に必要な財産額を超える法人については、社会福祉充実計画を作成しなければならないことと等の内容を盛り込んだ「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第21号）が平成28年3月に成立した。		要フォロー継続	閣議決定どおり実施されている。 法案成立後の具体的な制度的措置に向けた厚生労働省の対応をフォローする。
19	社会貢献活動の義務化	厚生労働省は、一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して、法令等での義務付けに先駆けて社会貢献活動の実施を要請する。	平成26年度措置	厚生労働省	平成27年度末	措置済	平成27年4月17日付けで、地域における公益的な取組の実施を要請する通知を发出した。		解決	閣議決定どおり対応が行われている。
20	社会貢献活動の義務化	厚生労働省は、社会貢献活動を行わない社会福祉法人に対し、零細小規模な法人には配慮しつつ、所轄庁が必要な措置を採るべき旨を命ずるほか、業務の全部若しくは一部の停止や役員解職の勧告、さらには解散を命ずることができることを明確化する。	平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省	平成27年度末	措置済	社会福祉法人は、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならないとする責務規定を設け、指導監督の対象とすること等の内容を盛り込んだ「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第21号）が平成28年3月に成立した。		解決	閣議決定どおり対応が行われている。